

防衛監察本部達第2号

防衛省本省の部局等において使用する公印に関する訓令（昭和39年防衛庁訓令第36号）第12条及び防衛省における会計機関の使用する公印等に関する訓令（平成19年防衛省訓令第70号）第11条の規定に基づき、防衛監察本部における公印に関する達を次のように定める。

平成19年9月1日

防衛監察監 櫻井 正史

防衛監察本部における公印に関する達

改正 平成2年12月25日防衛監察本部達5号

（目的）

第1条 この達は、防衛監察本部並びに防衛監察本部における会計機関の使用する公印の形式、寸法、届出手続及び登録等について定めることを目的とする。

（公印の区分及び寸法等）

第2条 公印の区分、寸法及び彫刻する文字は、別表第1及び別表第2に掲げるとおりとする。

(作成、改刻又は廃止の届出)

第3条 公印を作成、改刻又は廃止したときは、別記様式第1又は別記様式第2により、速やかに防衛監察監に届け出なければならない。

(登録)

第4条 総務課長は、公印登録簿を備え、前条により届出のあった公印の印影を登録し、又は抹消しなければならない。

附 則

- 1 この達は、平成19年9月1日から施行する。
- 2 防衛監察本部発足時において、作成した公印は、第3条による届出があったものとみなす。

附 則 (令和2年12月25日防衛監察本部達第5号)

この達は、令和2年12月25日から施行する。

別表第1（第2条関係）

区 分	寸 法	彫 刻 す る 文 字
統括監察官の印	30ミリメートル平方	防衛監察本部統括監察官之印
総務課長の印	23ミリメートル平方	防衛監察本部総務課長之印

別表第2（第2条関係）

区 分	寸 法	彫 刻 す る 文 字
歳入徴収官の印	23ミリメートル平方	歳入徴収官防衛省防衛監察本部 総務課長之印
支出負担行為担当官の印	23ミリメートル平方	支出負担行為担当官防衛省防衛 監察本部副監察監之印
官署支出官の印	23ミリメートル平方	官署支出官防衛省防衛監察本部 総務課長之印
契約担当官の印	23ミリメートル平方	防衛省防衛監察本部契約担当官 之印
物品管理官の印	23ミリメートル平方	物品管理官防衛省防衛監察本部 総務課長之印
資金前渡官吏の 印	23ミリメートル平方	防衛省防衛監察本部資金前渡官 吏之印

別記様式第1（第3条関係）

〇〇〇第〇〇号
〇〇. 〇〇. 〇〇

防衛監察監 殿
(総務課長 気付)

職 名

公印の作成（改刻）について（報告）

〇〇〇の公印を、下記の理由により作成（改刻）しましたので、別紙印影を添えて届け出ます。

記

理由

- 備考：1 別紙は、A4版の強じんな薄い和紙を用い、公印1個につき1枚とする。
- 2 改刻を届け出た場合は、旧印の廃止の届出は要しない。

(別紙)

防衛監察
本部〇〇
〇〇の印

(印影)

別記様式第2（第3条関係）

〇〇〇第〇〇号
〇〇. 〇〇. 〇〇

防衛監察監 殿
(総務課長 気付)

職 名

公印の廃止について（報告）

〇〇〇の公印を、下記の理由により廃止しましたので届け出ます。

記

理由